

定 款

(2022 年 6 月 21 日改正)

メタウォーター株式会社

メタウォーター株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、メタウォーター株式会社と称し、英文では、METAWATER Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 上水・下水処理及びごみ処理等の各種装置類の製造販売及び各種プラントの設計、施工、請負
- (2) 環境保全用機械装置の運転、保全、保守及び修理
- (3) 一般区域(限定)貨物自動車運送事業
- (4) 人材派遣業に関する事業
- (5) 残土、炭ガラ、灰じん、ばい煙、汚水及び汚物の処理
- (6) 排水、排ガス、産業廃棄物等の分析業務
- (7) 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、計測器、情報通信機械器具、電子応用機械器具、化学機械器具、電子部品・デバイス、メモリーデバイス及び事務用・サービス用・民生用電気機械器具並びにこれらを製造する装置の設計、製造、販売、保守、点検、修理、改造及び運転維持管理
- (8) ソフトウェア業
- (9) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (10) 電気・ガス・熱供給業
- (11) 電気工事業、土木工事業、建築工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業
- (12) 前各号に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾
- (13) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要があるときに、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。但し、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定める。但し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、これを欠くことができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第 31 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息を付さない。

以 上